

◎新潟県告示第353号

地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 委託した事務

新潟県立長岡屋内総合プール条例（平成17年新潟県条例第43号）第13条別表第2に掲げる使用料の徴収に関する事務

2 受託者の氏名又は名称及び住所

県立長岡屋内総合プール共同事業体
東京都中野区東中野三丁目18番12号

3 委託の始期

令和5年4月1日